

栄村告示第9号

栄村基幹系システム自治体クラウド導入事業公募型プロポーザル実施要領を次のように定める。

平成24年6月15日

栄村長 島田茂樹

平成23年度情報通信技術利活用事業費補助金事業（被災地情報化推進事業）

栄村基幹系システム自治体クラウド導入事業公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は栄村基幹系システム自治体クラウド導入事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業に対する意欲、履行能力及び技術的能力の優れた者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、その必要な手続き等について定めることを目的とする。

2. 業務範囲

別紙仕様書及び対象業務一覧のとおり

3. 参加資格要件

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4 第2項に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第30条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 平成24年6月1日現在、他の地方公共団体においてクラウド型で稼働中の行政情報システム（住基、税、財務会計等の基幹業務）の構築実績及びサポート実績を有すること。
- (5) 過去5年以内に他の地方公共団体において行政情報システム（住基、税、財務会計等の基幹業務）の他社システムからのデータによる移行実績があること。
- (6) 以下の公的認証を取得しており、継続的な更新が適時行われていること。
 - ・品質に関する認証 : ISO9001
 - ・セキュリティに関する認証 : ISMS
 - ・個人情報保護に関する認証 : プライバシーマーク
- (7) システム障害等があった場合には十分なシステムサポートができる体制が整えられていること。
- (8) 別紙仕様書及び別紙データセンター要件の内容を満たす提案が可能なこと。

なお、(4)から(6)については証明できる書類を提出すること。

4. スケジュール

以下のスケジュールにて選定を行うこととする。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 提案参加者の募集 | 平成 24 年 6 月 18 日(月) |
| (2) 提案参加申込書受付締め切り | 平成 24 年 6 月 22 日(金) |
| (3) 機能要件等詳細資料の送付 | 平成 24 年 6 月 27 日(水) |
| (4) 質問の締め切り | 平成 24 年 7 月 4 日(水) |
| (5) 提案書・見積書提出締め切り | 平成 24 年 7 月 10 日(火) |
| (6) プレゼンテーション | 平成 24 年 7 月 12 日(木) |
| (7) 選定結果公表及び通知 | 平成 24 年 7 月 17 日(火) |

5. 提供資料

- (1) システム仕様書
- (2) 参加申込書(別紙 1)
- (3) 業務一覧(別紙 3)
- (4) 業務委託一覧(別紙 4)
- (5) データセンター要件確認書(別紙 5)

6. 参加申込書の提出

- (1) 提出書類 参加申込書(別紙 1)
- (2) 添付書類 3. 提案参加資格条件(4)~(6)を証明できる書類一式及びデータセンター要件確認書(別紙 5)を A 4 サイズのファイルに綴り提出すること。なお、当村へ競争入札参加資格審査申請書を未提出の者は同申請書及び必要書類一式(下記 URL を参照)を添えて申し込むこと。
<http://www.vill.sakae.nagano.jp/kurashi/h23nyusatsu2.html>
- (3) 申込期限 平成 24 年 6 月 25 日(月) 午後 5 時必着
- (4) 提出先 〒389-2792 長野県下水内郡栄村北信 3433
栄村役場総務課行政係
TEL 0269-87-3111 内線 123
FAX 0269-87-3083
E-mail Ishizuka.Yuki@vill.sakae.nagano.jp
担当者 石塚 雄樹
- (5) 問合せ 参加申込手続きに関する問い合わせは、上記提出先へ問い合わせること。

7. 参加資格要件の審査

参加申込のあった者の参加資格要件について審査を行う。審査により参加資格を有すると認められた者は、提案書の提出及びプレゼンテーションへ参加することができる。審査の結果は各申込者へ通知する。

8. 提案書の提出

- (1) 提出書類 提案書(別紙仕様書による)
機能要件、基礎数値等の詳細及び見積書、質問書等の様式は参加資格を

- 有すると認められた者に対し、6月27日(水)に E-mail により提供する。
- (2) 添付書類
 - ・ 栄村基幹系システム自治体クラウド導入経費見積表(別紙7)
 - ・ 機能要件確認書(別紙9)
 - (3) 提出期限 平成24年7月10日(火) 午後5時必着
 - (4) 提出先 〒389-2792 長野県下水内郡栄村北信 3433
栄村役場総務課行政係
TEL 0269-87-3111 内線 123
FAX 0269-87-3083
E-mail Ishizuka.Yuki@vill.sakae.nagano.jp
担当者 石塚 雄樹

9. 質問について

本プロポーザルに関する質問は、E-mail で行うこと。電話等は一切受け付けない。回答も同様とする。

- (1) 質問期限 平成24年7月4日(水) 正午まで
- (2) 回答期限 平成24年7月6日(金) 午後5時まで
- (3) その他 期限後の質問については、原則として回答しない。質問内容及び回答は全ての参加事業者へ公表する。

10. プレゼンテーション

下記のとおりプレゼンテーションを実施する。

- (1) 期 日 平成24年7月12日(木)
- (2) 場 所 栄村役場
- (3) 時間配分 説明40分+質疑応答15分
- (4) 内 容 事前に提出された提案書を用いてプレゼンテーションを行う。また、説明と別にシステムデモンストレーションを行う。デモンストレーションは、事前にタイムテーブルについて協議し、決定したタイムテーブルに基づいて行う。デモンストレーションに使用する PC 及びプロジェクター等の必要な機器は提案者において準備すること。
- (5) 評価基準 別表1のとおり

11. 予定価格の設定及び契約

村長は、予定価格の設定にあたっては、プロポーザルにより選定された事業者が提出した提案書及び見積書を尊重するものとする。

村長は、予定価格を設定したのち、選定された事業者と地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項により随意契約を行う。

附 則

この告示は、平成24年6月15日から施行する。

別表 1

栄村基幹系システム自治体クラウド導入事業公募型プロポーザル評価基準

- 1 評価点 技術提案評価点 80 点 + 価格評価点 20 点 = 合計 100 点
 (ア)技術提案評価点内容 (機能要件評価点 30 点 + 技術提案評価点 30 点 + システム
 デモンストレーション評価点 20 点)
 (イ)価格評価点 (当初導入経費 5 点 + 経常経費 15 点)
- 2 技術提案の評価基準は次のとおり設定する。

評価項目	審査項目・基準等
全体	本事業に対する基本的な考え方について
システム全体	基幹系業務システムに対する理解、取り組みについて
	自治体クラウドに対する考え方、方針について
	システムの構成について
	共通 (標準) 機能について
個別業務システム	各業務に対する理解について
	各種帳票出力業務に対する理解について
	他システムとの連携について
	将来的なシステムの拡充について
環境構築	データセンターについて
	ネットワーク、回線の提案内容について
	セキュリティ対策について
	回線断線時の業務バックアップについて
作業	設計・スケジュールについて
	データ移行に対する考え方、方針について
	職員教育、研修について
保守・管理体制	セキュリティに対する考え方、方針について
	保守業務に対する考え方、取り組みについて
	保守、運用体制について
	法改正、制度改正の対応について
	ヘルプデスクの対応について
その他	実績について
	会社概要について

- 3 システムデモンストレーションの評価基準は次のとおりとする。

評価項目	審査項目・基準等
各業務システム	<ul style="list-style-type: none"> ・入力、更新、照会、印刷、分析等の各機能の充実度 ・画面、帳票の見やすさ、操作性 ・システム操作時のレスポンス ・担当 S E の業務習熟度

4 価格評価基準は次のとおりとする。

別紙7 栄村基幹系システム自治体クラウド導入経費見積表に記載された価格により評価する。

価格は当初導入経費のほか、5年間のクラウド利用料、システム使用料、保守料等の経常経費について総合的に評価をする。